

農林水産省補助事業

インド食品安全基準  
(ラベル表示および表示) 規則 2019  
(仮訳)

2021年8月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)  
農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本仮訳は、2020年11月18日に公表された「インド食品安全基準（ラベル表示および表示）規則 2019」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

The Food Safety and Standards (Labelling and Display) Regulations, 2019  
(notification number F. No 1-94/FSSAI/SP(Labelling)/2014(Pt-2)

[https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/12/5fd87c6a0f6adGazette\\_Notification\\_Labelling\\_Display\\_14\\_12\\_2020.pdf](https://www.fssai.gov.in/upload/notifications/2020/12/5fd87c6a0f6adGazette_Notification_Labelling_Display_14_12_2020.pdf)

**【免責条項】** 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった  
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

**FAX送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品市場開拓課宛**

**本アンケートはインターネットでもご回答頂けます**

**( [https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/india\\_label\\_display](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/india_label_display) )**

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：インド食品安全基準（ラベル表示および表示）規則 2019】



イ                    ン                    ド                    官                    報

CG-DL-E-10122020-223635

号外

パートIII—セクション4

当局により発行

---

---

No. 501]

ニューデリー、2020年11月18日水曜日、/KARTIKA 27, 1942

---

---

# インド食品安全基準局

## 通知

ニューデリー、2020年11月17日

**F. No. 1-94/FSSAI/SP (ラベル表示) /2014 (Pt-2)** –特定の規則の草案、すなわち2019年6月25日付けの、2019年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則、通知番号F. No 1-94/FSSAI/SP（ラベル表示）/2014(Pt-2)は、インド官報、号外、パートIII、セクション4において、2006年食品安全基準法（2006年の34）のセクション92のサブセクション(1)の下で必要に応じて公開されており、当該通知を含む官報の写しの一般公開日から30日の期間が満了する前に、その影響を受ける可能性のある者からの異議および提案を受け入れている。

また一方で、インド食品安全基準局は2011年食品安全基準（包装およびラベル表示）規則を作成したが、現時点で、食品局は本規則を以下2つの規則に分割することを決定している。

(i) 食品安全および基準（包装）規則、2018年、および

(ii) 2019年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則。かつ、これに応じて前述の規則草案を公表した。

また一方で、前述の官報の写しが2019年7月2日に一般に公開された。

また一方で、上記の規制草案に関して寄せられた異議や提案は、インド食品安全基準局によって検討されている。

したがって、セクション92のサブセクション(2)の(k)項（2006年の食品安全基準法（2006年の34）のセクション23を参照）によって付与された権限の行使において、2011年食品安全基準（包装およびラベル表示）規則による置き換えにおいて、インド食品安全基準局はここに以下の規制を作成する。

## 規則

### 2020年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則

#### 第1章

#### 概略

#### 1. 略称と開始

- (1) 本規則は、2020年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則と呼ばれる場合がある。
- (2) 本規則は、事前にパック済み食品のラベル表示要件と、食品が製造、加工、提供、保存される場所における重要な情報の表示について規定している。
- (3) 本規則は官報で公開された日に発効し、食品事業者は、本規則の第3章（食品事業者は2022年1月1日までにこれを順守する）を除き、官報での公開日から1年後に本規則のすべての規定を順守しているものとする。

#### 2. 定義

- (1) 文脈上別段の必要がない限り、これらの規則では以下のように定める。
  - (a) 「**本法律**」とは、2006年食品安全基準法（2006年法律34）を意味する。
  - (b) 「**アソートパック**」とは、小売販売を意図しそのように表示され、規則4（8）で指定される一般的なラベル表示要件を順守したさまざまな食品の複数のユニットを含むパッケージまたは容器を意味する。
  - (c) 「**賞味期限**」とは、食品が完全な市場性を維持し、暗黙的か明示的な主張がなされた特定の品質を保持する、定められた保存条件下にある期間が終了する日付であって、その日付を過ぎても食品は完全に安全に消費できるが、その品質は低下している可能性があるものを意味する。ただし、いずれかの段階で製品が安全で

なくなった場合、製品を販売してはならない。

- (d) 「**児童**」とは、2015年少年司法法で定義された18歳未満の者を意味する。  
説明-特定の 카테고리의の食品に関する年齢制限の適用可能性は、幅広いカテゴリの児童の下で、関連する規制で示される場合がある。
- (e) 「**製造日**」とは、その食品が記述された製品になる日付を意味する。
- (f) 「**包装日**」とは、最終的に販売される直接の容器に食品が入れられた日付を意味する。
- (g) 「**eコマース（電子商取引）**」とは、デジタルおよび電子ネットワークを通じた商品およびサービスの売買を意味する。
- (h) 「**ケータリング目的の食品**」とは、レストラン、食堂、学校、病院、クイックサービスレストラン（QSR）、宅配業者、ケータリング業者、および食品がすぐに消費されるものとして提供される同様の施設で使用される食品を意味する。
- (i) 「**パックの前面**」とは、（主要な視野で）パッケージの前方を向いている部分を意味し、一般的に消費者がその製品を見た際に最初に目にするものを意味する。
- (j) 「**乳児**」とは、生後12か月以内の者を意味する。
- (k) 「**ラベル表示**」とは、ラベルに記載されているか、食品に添付されているか、食品の近くに表示されている、書面、印刷、またはグラフィックによる表示物を意味する。
- (l) 「**ロット番号**」または「**コード番号**」または「**バッチ番号**」とは、数字かアルファベットまたはそれらの組み合わせを用いてラベル上に示される識別マークであって、「**ロット番号**」「**コード番号**」「**バッチ番号**」やBatch No.、B. No.、L. No.、Lot No.、Code、LN、CNまたはBN、B Noなど固有の識別マークが簡単な説明として前に付いており、これにより食品が製造時に追跡され、流通において識別されるものを意味する。
- (m) 「**マルチユニットパッケージ**」とは、同一または異なる正味数量による同じ食品の、個別にパッケージ済みまたはラベル付けされたユニットを2つ以上含むパッケージであって、個別のユニットまたはパッケージ全体のいずれかで小売販売を意図しそのように表示され、規則4（8）で指定される一般的なラベル表示要件を順守しているものを意味する。
- (n) 「**非小売向け容器**」とは、消費者に直接販売することを想定していない容器を意味する。非小売向け容器内の食品は、消費者に提供される前のさらなる事業活動のためのものである。
- (o) 「**ノンベジタリアン食品**」とは、鳥、昆虫、淡水生物もしくは海洋生物、卵、または動物由来の製品をはじめとする動物の全部または一部を含むが、乳、乳製品、蜂蜜または蜜蝋、カルナウバワックス、またはシェラックは含まない食品を意味する。
- (p) 「**パッケージまたは容器**」とは、パック済みの箱、ボトル、ジャー、キャスケット、缶、樽、ケース、パウチ、容器、袋、バッグ、包装紙、または食品がパック済みその他のものを意味する。
- (q) 「**食事摂取推奨量（RDA）**」とは、特定の世代区分および性別グループのほぼすべて（97～98%）の健康な個人の栄養要件を満たすのに十分な、1日の平均的な食事による栄養摂取水準を意味する。  
説明-本条項の目的上、現在のインド医学研究評議会の栄養要件とインド人に関する食事摂取推奨量による提供されるRDA値が適用され、インドの食事摂取推奨量が任意の栄養素に対して利用できない場合は、コーデックスか世界保健機関のガイドラインが適用されるものとする。
- (r) 「**事前にパッケージ済み食品**」とは、不正な介入なしでは内容物を変更できな

い方法で何らかの性質のパッケージに入れられ、消費者にすぐに販売できる状態になっている食品を意味する。

注記：本規則で「パッケージ（包装）」という表現を使用する場合は常に、事前にパッケージ済み食品を含むパッケージとして解釈されるものとする。

- (s) 「**主要な表示パネル**」とは、容器またはパッケージの一部分であって、その中に含まれる食品の陳列、販売または購入の一般的かつ慣習的な条件下で、陳列、提示、表示または顧客により検討されることを意図しているかその可能性が高いものを意味する。
- (t) 「**小売パック**」または「**小売ユニット**」とは、内部に含まれる食品を消費する目的で最終消費者に販売することを想定したパッケージを意味する。
- (u) 「**使用期限または消費期限**」とは、定められた保存条件下にある推定期間が終了する日付であって、その後は製品が安全性を維持できない場合があり、食品は消費者が通常期待する安全上の品質の属性を失う可能性が高く、人による消費のために販売または流通させてはならないものを意味する。
- (v) 「**ベジタリアン食品**」とは、本規則で定義されるノンベジタリアン食品以外の食品を意味する。

(2) 本書で使用され、定義されていないが、法律、法律の下で作成された規則または規制で定義されているその他のすべての単語および表現は、それぞれ、法律、規則または規制でそれらに割り当てられた意味を持つものとする。

- 3. FSSAIは、規制の実施や解釈から生じる問題に対処するための内部メカニズムを設置する場合がある。

## 第2章

### 事前にパッケージ済み食品のラベル表示

#### 4. 一般的な要件

- (1) すべての事前にパッケージ済み食品には、別途明記されていない限り、本規制に基づき必要とされる情報をラベル貼付するものとする。
- (2) 食品が電子商取引またはその他の直接的な販売手段を通じて販売される場合、本規則で規定されるラベルの必須要件は、「バッチ番号・ロット番号、賞味期限、使用期限、消費期限、製造・パッキング年月日」を除き、販売前に適切な手段を通じて消費者に提供されるものとする。
- (3) 事前にパッケージ済み食品は、虚偽である、誤解を招くか詐欺的である、または何らかの点でその特徴に関して誤った印象を与える可能性のある方法で、ラベルまたは何らかのラベル表示に記載または提示されてはならない。
- (4) 書面、印刷、またはグラフィックによる情報または絵柄は、本規則の要件と矛盾していない限りラベルに表示できる。
- (5) 本規則に基づきラベルに明記する必要がある記載事項の詳細は、英語によるかデーバナーガリー文字のヒンディー語によるものとする。

ただし、本規則に含まれるいかなる規定も、本規則で要求される言語に加えて、他の言語の使用を妨げるものではない。

なお、そのような他の言語で提供される情報は、英語またはヒンディー語のラベルの情報と矛盾してはならない。

- (6) 事前にパッケージ済み食品のラベルは、容器から分離しない方法で貼付するものとする。
- (7) ラベルの内容は、通常の購入条件および使用条件下で、明確であり、曖昧さがなく、目立ち、視認性が高く、消すことができず、消費者にとって容易に判読できるものでなければならない。
- (8) パッケージが外部の容器または包装紙とともに提供されており、かかる容器または包装紙が小売販売のために陳列されている場合、パッケージに表示する必要のあるすべての記載事項がそ

こに含まれている必要がある。ただし、かかる容器または包装紙自体が透明であり、パッケージの記載事項がかかる外部の容器または包装紙を通して容易に読み取れる場合を除く。

注記：本条項の目的上、複数の小売ユニットを含む透明なマルチユニットパッケージの場合、本規則で要求される記載内容を含む少なくとも1つの小売ユニットのラベルが見えるようにする。

**5. ラベル表示要件** 規則4で指定される一般的な要件に加えて、すべてのパッケージには、ラベルに以下の情報が記載されているものとする。

(1) 食品の名称：食品のすべてのパッケージには、パックの前面に、パッケージに含まれる食品の本質を示す食品の名称を記載する。

- (a) 食品が本法律に基づいて制定された食品安全基準規則に基づく特定の必須組成により指定されている場合、その固有性を成り立たせているものはかかる規則で示された名称を使用する。
- (b) そのような名称がない場合は、一般的名称か通称、または食品の本質に関する付随する説明のいずれかを使用するものとする。
- (c) 2018年食品安全基準（広告および強調表示）規則の順守を条件として、「造語」、「創作語」、「ブランド」、または「商号」を追加してもよい。

(2) 原材料表：単一成分による食品を除き、原材料表は以下の方法でラベルに記載されるものとする。

- (a) 原材料表には、「原材料」、または「原材料表」などの適切なタイトルを含める必要がある。
- (b) 製品に使用されている原材料の名称は、場合に応じて、製造時点の重量または体積による組成の降順で記載する。
- (c) 添加物が使用された原材料やその他の成分の使用の結果として、その食品の技術的機能を発揮するのに十分な量で食品に含まれることになった食品添加物は、原材料表に記載しなければならない。
- (d) 原材料表の原材料には、特定の名称を使用する必要がある。

ただし、それぞれのクラスに分類される原材料については、以下のクラスタイトルを使用できる。

Sl.番号	クラスの名称	クラスタイトル
1	食用植物油	からし油、落花生油など特定の食用油の名称を表示すること。
2	食用植物性脂肪	植物性脂肪の種類を表示すること（エステル交換された植物性脂肪、分別脂肪、水素化油、部分的な水素化油、混合ファットスプレッドや植物性ファットスプレッドなどのマーガリンおよびファットスプレッド）
3	乳脂肪以外の動物性脂肪・油	脂肪、豚肉脂肪、ラードおよび牛肉脂肪、またはこれらの抽出物の供給源の名称は、特定の手段により記載されなければならない。
4	でんぷん、化学的に加工されたでんぷん以外	でんぷん
5	魚がその他の食品の原材料に含まれる場合、すべての種類の魚。ただし、かかる食品のラベル表示および表明が魚の種類を引用していないこと。	魚
6	肉がその他の食品の原材料に含まれる場合、すべての種類の肉。ただし、かかる食品のラベル表示および表明が肉の種類を引	肉の出所の名称を示す。



SI.番号	クラスの名称	クラスタイトル
	用していないこと。	
7	チーズまたはチーズの混合物がその他の食品の原材料に含まれる場合、すべての種類のチーズ。ただし、かかる食品のラベル表示および表明がチーズの種類を引用していないこと	チーズ
8	すべてのスパイス、ハーブ、調味料、およびそれらの抽出物	適切な場合、スパイスと調味料、ハーブまたは混合スパイスまたは調味料
9	チューインガムとバブルガム用のガムベースの製造に使用される、すべての種類のガムまたは製剤	ガムベース
10	無水デキストロースおよびデキストロース一水和物	デキストロースまたはグルコース
11	スクロース	砂糖
12	すべての種類のカゼイネート	カゼイネート
13	圧縮、連続圧搾、または精製されたカカオバター	カカオバター
14	すべての砂糖漬け果物または野菜	砂糖漬け果物または野菜
15	すべての牛乳およびに牛乳のみに由来する乳製品	乳固形分（供給源を記載する場合もある）
16	カカオ豆、カカオニブ、カカオマス、カカオプレスケーキ、カカオパウダー（細粒または粉末）	カカオ固形分
17	すべてのビタミンとその化合物	ビタミン
18	すべてのミネラルおよび微量元素とそれらの化合物・塩	ミネラルおよび微量元素、またそのいずれか

(e) ある原材料がそれ自体で2つ以上の原材料による製品である場合、かかる複合原材料を、原材料表にその特定の名称で記載する。その場合、

(i) かかる複合原材料の製造時点における、比率（m/m）の降順でその原材料のリストを括弧書きですぐそばに付記する。

または

(ii) 複合原材料のすべての原材料を、最終製品としての食品の個々の原材料であるかのように記載する。

ただし、複合原材料が食品の5%未満を構成する場合、食品において技術的機能を果たす食品添加物以外の原材料の記載は不要である。

(f) 添加された水は、複合食品で使用され、原材料表に記載されている原材料（塩水、シロップ、スープなど）の一部を水が構成している場合を除き、原材料表に記載する。

ただし、製造過程で蒸発した水またはその他の揮発性原材料の記載は不要である。

なお、水を加えて復元することを想定した乾燥または濃縮食品の場合、そのような復元食品の成分は、場合に応じて重量または体積の降順で記載され、「ラベル上の指示に従って処理された場合の製品の原材料」などの記述を含むものとする。

(g) 製造時点における、場合に応じて重量または体積による成分（複合原材料または原材料の

カテゴリーを含む)の流入割合は、その成分が以下に該当する場合、混合物または組合せとして販売される食品について開示されるものとする。

- (i) 言葉や写真、グラフィックを通じて、そこに含まれるものとしてラベル上で強調されている。または、
- (ii) 食品の名称の範囲内ではないが、その食品を特徴づける上で不可欠であり、食品に含まれることが消費者により期待され、定量的な成分の記載を省略することによって消費者を誤解させたり、欺いたりする場合。

ただし、以下の場合そのような開示は不要である。

- (i) 原材料が、スパイス、調味料、ハーブ、それらの抽出物、混合マサラ、シーズニングなどの香味料として使用されている。
- (ii) 食品の名称における原材料または原材料カテゴリーへの言及が、製品間の原材料の量の違いのため、食品の特性に関して、その言及が消費者に対して誤解を招くか欺くものではなく、誤った印象を与える可能性がない場合、その食品を特徴づけたり、同様の食品と区別したりする必要がない。
- (iii) 特定の成分が強調されている混合原材料の製品の場合を除き、排出された正味重量は必要に応じてラベルに表示する。
- (iv) 本規制に基づき、食品に関する特定の規定が定められている。
- (v) 消費者情報と使用のため、調理例の図解が掲載されている。
- (vi) 規則5(3)で指定された要件に従って栄養に関する記載の対象となる、微量栄養素とその調合品(ビタミン、ミネラル、アミノ酸など)を添加している。

### (3) 栄養成分表示

(a) 本規則の目的上、栄養情報は、その食品の栄養特性を消費者に通知することを意図した説明であり、以下の定義が適用されるものとする。

- (i) 「糖類」とは、すべての単糖類(グルコース、フルクトースなど)と二糖類(マルトース、スクロース、ラクトースなど)を意味する。
- (ii) 「添加糖類」とは、食品および飲料に添加される単糖類および二糖類を意味する
- (iii) 「脂質」とは、飽和脂肪、一価不飽和脂肪、多価不飽和脂肪、トランス脂肪を含む総脂質を意味する。
  - (A) 「飽和脂肪」とは、二重結合のない脂肪酸を意味する。
  - (B) 「一価不飽和脂肪」とは、1つのシス型二重結合を持つ脂肪酸を意味する。
  - (C) 「多価不飽和脂肪」とは、シス-シスメチレンが二重結合を中断した脂肪酸を意味する。
  - (D) 「トランス脂肪」とは、トランス配列で少なくとも1つのメチレン基、炭素-炭素二重結合により中断された、非共役の一価不飽和脂肪酸および多価不飽和脂肪酸のすべての幾何異性体を意味する。
- (iv) 「食物繊維」とは、重合度(DP)が3以上で、人間の小腸の内因性酵素によって加水分解されない炭水化物ポリマーを意味し、以下の1つ以上で構成される。
  - (A) 消費された食品に自然に存在する食用炭水化物ポリマー。
  - (B) 物理的、酵素的または化学的手段により食品原料から得られた炭水化物ポリマー。
  - (C) 合成炭水化物ポリマー。
- (v) 「栄養素」とは、以下のような食品の成分を意味する。

- (A) エネルギーを提供する。
  - (B) 特定の代謝的または生理学的機能を持つ。または、
  - (C) 成長、健康的な生活の促進と維持に必要である。
- (b) 製品の100gまたは100mlあたり、または1つの消費パックあたりの栄養情報と、平均的な成人に1日あたり必要な、2000kcalのエネルギー、67 gの脂質、22 gの飽和脂肪、2 gのトランス脂肪、50 gの添加糖類、2000mgのナトリウム（5 gの塩）に基づいて計算された食事摂取推奨量への一食あたりの寄与率（%）は、以下を伴いラベルに記載する必要がある。
- (i) エネルギー値（kcal）
  - (ii) 以下の量
    - (A) タンパク質（g）
    - (B) 炭水化物（g）および総糖類（g）、添加糖類（g）
    - (C) 総脂質（g）、飽和脂肪（g）、トランス脂肪（自然に存在するトランス脂肪を除く）（g）およびコレステロール（mg）ただし、飽和脂肪とトランス脂肪の含有量は、ラベルに「以下」と記載してもよい。  
ただし、飽和脂肪とトランス脂肪は、脂肪含有量が0.5%を超える場合にのみ記載する。
  - (D) ナトリウム（mg）
- (iii) ビタミンとミネラルに関する数値情報を記載する場合は常に、メートル法で表すものとする。
- (iv) 栄養情報パネルには、一食分の量とパッケージ内の数量の横に、参照用のグラム（g）またはミリリットル（ml）単位の食品の量を記載するものとする。
- 説明：「一食分または一食分の量」とは、食事の機会ごとに、またはメートル法で表されるラベルで定義されているとおりに、通常消費される食品の量を意味する。また、ティースプーン、テーブルスプーン、その食品に適したカップなど、一般的な家庭で利用できる手段で示してもよい。
- ただし、ミネラル、タンパク質、ビタミン、アミノ酸、酵素などの栄養素が強化されていると主張する食品は、ラベルにかかる追加栄養素の量を記載するものとする。
- (c) 以下の食品については、栄養ラベル表示義務が免除されている。
- (i) 単一の成分からなる未加工の製品。
  - (ii) それらに加えられた唯一の加工が熟成で、単一の成分からなる加工製品。
  - (iii) 添加された成分が二酸化炭素のみのもを含む、人による消費を目的とした水。
  - (iv) ハーブ、スパイスまたはそれらの混合物、またはスプリンクラーマサラ（直接の消費を目的としたマサラ）を除くカレー粉。
  - (v) 塩および塩の代用品。
  - (vi) 卓上用甘味料。
  - (vii) コーヒー抽出物およびチコリ抽出物、豆のままか粉砕されたコーヒー豆および豆のままか粉砕されたカフェイン抜きコーヒー豆、コーヒー、カフェイン抜きコーヒー、可溶性コーヒー粉末、コーヒーチコリ混合物。
  - (viii) ハーブおよびフルーツの浸出液、茶、カフェイン抜きの茶、インスタント

トまたは可溶性の茶または茶の抽出物、カフェイン抜きインスタントまたは可溶性の茶または茶の抽出物であって、茶の栄養価を変えない香料以外の添加成分を含まないもの。

- (ix) 添加された原材料が香料のみであるものを含む、発酵酢および酢の代用品。
- (x) 香料、食品添加物、加工助剤、食品酵素、ゼラチン、イースト。
- (xi) チューインガム。
- (xii) アルコール飲料。
- (xiii) 特別用途食品（FSDU）、特別医療目的用食品（FSMP）。2016年食品安全基準（健康補助食品、栄養補助食品、特別用途食品、特別医療目的用食品、機能性食品および新規食品）規則で指定された要件の順守を条件とする。

ただし、食用油、エステル交換植物性脂肪、水素化または部分水素化油脂の双方、食用脂肪、マーガリンおよびファットスプレッド（混合ファットスプレッドおよび植物性ファットスプレッド）のすべてのパッケージと、脂肪、油、脂肪エマルジョンを成分として使用した食品のパッケージは、トランス脂肪含有量と飽和脂肪含有量の量をラベルに記載するものとする。

ただし、飽和脂肪とトランス脂肪の含有量は、ラベルに「以下」と記載してもよい。

なお、食用油、エステル交換植物性脂肪、水素化または部分水素化油脂の双方、食用脂肪、マーガリンおよびファットスプレッド（混合ファットスプレッドおよび植物性ファットスプレッド）のすべてのパッケージは、一価不飽和脂肪、多価不飽和脂肪酸、オメガ3脂肪酸およびオメガ6脂肪酸の含有量をラベルに記載するものとする。

ただし、ラベルに栄養表示または健康表示が記載されている場合は、上記の製品の栄養情報が必要である。

- (d) ラベルに記載された栄養素の量の順守は、製品の記載された保存可能期間内の任意の時点で、ラベルに記載された栄養素の値からマイナス10%までの許容範囲を持つものとする。

**(e) 栄養素の計算：**

- (i) エネルギーの計算：記載されるエネルギー量は、以下の換算係数を使用して計算する必要がある。

(A) 炭水化物	4 kcal/g
(B) エリスリトール以外のポリオール	2 kcal/g
(C) エリスリトール	0 kcal/g
(D) タンパク質	4 kcal/g
(E) 脂質	9 kcal/g
(F) アルコール（エタノール）	7 kcal/g
(G) 有機酸	3 kcal/g
(H) 食物繊維	2kcal/g

- (ii) タンパク質の計算—記載されるタンパク質の量は、以下の式を使用して計算する必要がある。

タンパク質＝総ケルダール窒素×6.25（科学的に根拠がある別の要因がない限り、使用してもよい）

ただし、牛乳のタンパク質含有量を計算するには、6.38の換算係数を使用する必要がある。

(f) 栄養情報は、バーコードまたは商品識別コード（GTIN）の形式で追加で記載してもよい。

(4) ベジタリアンまたはノンベジタリアンに関する記載

(a) 食品添加物、動物由来の加工助剤を含む成分を含むノンベジタリアン食品のすべてのパッケージには、以下に規定する記号とカラーコードによりこの旨を記載するものとする。シンボルは、以下に示すとおり、規則5（4）（c）に記載されている表で指定されている最小サイズ以上の辺を持つ、茶色の輪郭の正方形の内側に配置された茶色で塗りつぶされた三角形で構成される。

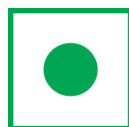
茶色



ただし、食品にノンベジタリアン成分として卵のみが含まれている場合、製造業者、梱包業者、または販売業者は、上記の記号に加えてこの旨を記載することができる。

(b) 食品添加物、植物由来の加工助剤を含む原材料を含むベジタリアン食品のすべてのパッケージには、以下に規定する記号とカラーコードによりこの旨を記載するものとする。シンボルは、以下に示すとおり、規則5（4）（c）に記載されている表で指定されている最小サイズ以上の直径を持つ、緑色の輪郭の正方形の内側に配置された緑色で塗りつぶされた円で構成される。

緑色



(c) ベジタリアン、ノンベジタリアンのロゴのサイズ：

SI.番号	主な表示パネルの面積 (cm) 正方形	円の直径の最小サイズ (mm)	三角形の各辺の最小サイズ (mm)	正方形の各辺の最小サイズ (mm)
1.	100まで	3	2.5	6
2.	100から500まで	4	3.5	8
3.	500から2500まで	6	5	12
4.	2500超	8	7	16

(d) ベジタリアンまたはノンベジタリアンに関する記載。本規則で規定されているとおり、パンフレット、チラシ、およびあらゆる媒体の広告では目立つように表示する必要がある。

シンボルは、主要な表示パネルの対照的な色の背景を持つパッケージ上で目立つように、パックの前面にある製品の名称またはブランド名のすぐ近くに表示されるものとする。

規則5（4）（a）および5（4）（b）の規定は、ミネラルウォーター、容器入り飲料水、炭酸水、アルコール飲料、液体ミルク、粉乳、および蜂蜜に関しては適用されないものとする。

(5) 食品添加物に関する記載

食品添加物の機能クラスは、2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則で指定され

た特定の名称または承認された国際番号システム（INS）とともに、原材料表に記載するものとする。

- (a) 2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則の規則3.3.1（1）に従って香料が添加されたすべての食品は、以下に該当する場合、原材料表に記載されるものとする。
  - i) 人工香料物質の場合、香料の一般名称を記載するものとする。
  - ii) 天然香料物質または自然同一物質の場合、香料のクラス名称を記載するものとする。

#### (6) 名称と完全な住所の記載

- (a) ブランド所有者の名称と完全な住所は、ブランド所有者自身が製造業者、販売業者、包装業者、またはボトリング業者であるかどうかを問わず、場合に応じて、ラベルに記載されるものとする。かかる名称と住所の前には、場合に応じて、「製造者」、「販売者」、「製造および販売者」、「パックおよび販売者」などの修飾語を付ける必要がある。

アルコール飲料の場合、「瓶詰め元」または「ブレンドおよび瓶詰め元」または「輸入および瓶詰め元」。または、「蒸留および瓶詰め元」をラベルに記載してもよい。

- (b) 食品がインドに輸入される場合、食品のパッケージには、インドの輸入業者の名称と完全な住所も掲載する。

ただし、インド国外で製造された食品がインド国内でパッケージまたは瓶詰めされている場合、かかる食品を含むパッケージのラベルには、食品の原産国名、輸入業者の名称と完全な住所、およびインド国内のパッキングまたは瓶詰めの施設も記載する。

#### (7) FSSAIのロゴとライセンス番号

- (a) 本法律に基づくFSSAIのロゴとライセンス番号は、背景と対照的な色で以下のように食品パッケージのラベルに表示されるものとする。



- (b) ラベルには、FSSAIのロゴとブランド所有者のライセンス番号を表示するものとする。また、場合に応じて、製造業者、販売業者、包装業者、またはボトリング業者の免許番号も、ブランド所有者と異なる場合はラベルに表示する。
- (c) 輸入食品の場合、輸入業者は、FSSAIのロゴとライセンス番号に加えて、輸入業者の名称と住所を表示する。
- (d) すべての食品事業者は、食品が保存、加工、流通、または販売されるすべての場所で、登録・免許番号（場合に応じて）または食品安全表示ボード（指定されている場合）を、食品局が随時指定するその他の情報とともに、その敷地内の目立つ場所で示すものとする。
- (e) 栄養強化食品およびオーガニック食品には、本規則の付属書IIで指定されたロゴを掲載する必要がある。FSSAIは、随時決定するとおりにその他の食品のロゴを指定することができる。

#### (8) 正味数量、小売販売価格、カスタマーサービスの詳細

正味数量、小売販売価格、およびカスタマーサービスの詳細についての記載事項および記載の方法は、2009年度量衡法（Legal Metrology Act）（2010年の1）およびこれに基づき作成された規則に規定されている。

#### (9) ロット、コード、バッチの識別

バッチ番号、コード番号、ロット番号はラベルに記載されているものとする。

(10) 製造年月日

- (a) 「製造日または包装日」および「消費・使用期限」はラベルに記載されているものとする。なお、「賞味期限」という表現を、オプションまたは追加情報として使用することもできる。
- (b) 製造日または包装日、消費期限、使用期限、賞味期限の記載方法は以下のとおりである。
  - (i) 3か月までの短い保存可能期間の製品には、日／月／年の形式を使用した日、月、年。保存可能期間が3か月を超える製品の月と年は、月を大文字で示し、略語（月の最初の3文字以上）を使用する場合を除き、コード化されていない数字の列で記載する。
- (c) 食品の保管に関する特別な条件に、消費期限の日付の有効性が依拠している場合、消費期限に加えてかかる条件をラベルに記載する必要がある。必要に応じて、開封後の保管条件も指定することがある。
- (d) 本規則の規定にかかわらず、「消費期限」の表示は以下の場合不要である。
  - (i) 皮むきやカット、または同様の処理が行われていないジャガイモを含む、新鮮な果物および野菜。
  - (ii) すべての種類のワイン。
  - (iii) アルコール度数が10%以上のアルコール飲料。
  - (iv) 酢、ピネガー。
  - (v) 砂糖菓子。
  - (vi) 産業用食品グレードの塩。
  - (vii) 固形糖。
  - (viii) チューインガムとバブルガム。
- (e) 「製造日または包装日」および「消費・使用期限」はまとめられ、1か所に記載されるものとする。
- (f) 「製造年月日」は航空機、鉄道、移動販売ユニットで提供されるパック済み食事に記載するものとする。

(11) 輸入食品のラベル表示

輸入製品のラベル表示要件は、本規則に記載された要件に加えて、2017年食品安全基準（輸入）規則に準拠するものとする。

(12) 輸入食品の原産国

- (a) 食品の原産国は、インドに輸入された食品のラベルに記載されているものとする。
- (b) 第二国で食品が加工され食品の性質が変化する場合、加工が行われて6桁レベルのHSコードが変化する国が、ラベル表示の目的上の原産国とみなされる。

(13) 使用上の指示

- (a) 食品の適切な使用を確保するため、または健康と安全上の理由でかかる食品に指示が必要な場合（「開封後は要冷蔵」など）、該当する場合は再構成を含む使用上の指示をラベルに含めるものとする。

(14) 食品アレルギーに関する記載

アレルギーの原因となることが知られている以下の食品および成分は、含有物として個別に記載する必要がある。（アレルギーの原因となる成分の名称）

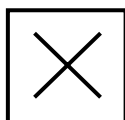
- (i) グルテンを含むシリアル。すなわち、小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト小麦またはこれらの交雑種およびこれらの製品（穀物の名称として記載）。

- (ii) 甲殻類およびその製品（甲殻類として記載）。
- (iii) 乳および乳製品（乳として記載）。
- (iv) 卵および卵製品（卵として記載）。
- (v) 魚および魚製品（魚として記載）
- (vi) ピーナッツ、木の実（アーモンド、クルミ、ピスタチオ、カシューナッツなど）およびそれらの製品（ナッツとして記載）。
- (vii) 大豆およびその製品（大豆として記載）。
- (viii) 10mg/kg以上の濃度の亜硫酸塩（亜硫酸塩として記載）

ただし、アレルギーの原因となることが知られている成分が二次汚染により含まれている場合、「含まれている可能性がある」と個別に記載してもよい。（アレルギーの原因となる成分の名称）。

ただし、これらの成分に由来する油の場合、この記載は不要である。生の状態の農産物は、アレルゲンラベル表示要件を免除されている。

- (15) 小売販売されているが、人による消費を想定していない食材（プージャ水、ディヤ用ギー、プージャ用オイルなど）のすべてのパッケージは、以下に規定する記号によりその旨を記載する。シンボルは、以下に示すとおり、規則5（4）（c）に記載されている表で指定されている最小サイズ以上の正方形の辺を持つ、黒い輪郭の正方形の内側に配置された黒の十字で構成される。



## 6. 主要な表示パネル

- (1) 本規則に基づき必要とされる情報は、パッケージまたは容器の主要な表示パネルに記載されるものとし、かかる情報は以下の方法で記載することができる。

- (a) すべての情報をまとめて、1か所で表示する。

または

- (b) 事前に印刷された情報はまとめて1つの場所に表示し、オンライン情報または事前に印刷されていない情報は別の場所にまとめる。

- (2) 主な表示パネルの面積－主な表示パネルの面積は、以下を下回ってはならない。

- (a) 長方形のパッケージの場合、最大の面積を持つパッケージのパネルの高さと幅の積の40%。

- (b) 円筒形またはほぼ円筒形、円形またはほぼ円形、楕円形またはほぼ楕円形のパッケージの場合、かかるパッケージの高さと平均円周の積の40%。

- (c) その他の形状のパッケージの場合、パッケージの総表面積の20%。

- (d) 10立方センチメートル以下の容量のパッケージの場合、主な表示パネルは、パッケージにしっかりと貼り付けられ、本規則の下で必要な情報が記載されたカードまたはテープでもよい。

- (3) 本規則の下で必要とされる、主な表示パネル上の数字および文字の高さは、以下の表に示すとおりでなければならない。



表1

SI. 番号	主な表示パネルの面積	数字と文字の最小の高さ (mm)	
		通常の場合	茶色の場合、形成成形、または容器に穴あき加工
1.	100cm <sup>2</sup> まで	1	2
2.	100cm <sup>2</sup> から500cm <sup>2</sup> まで	2	4
3.	500cm <sup>2</sup> から2500cm <sup>2</sup> まで	4	6
4.	2500cm <sup>2</sup> 以上	6	8

ただし、正味重量、小売販売価格、消費期限または賞味期限または使用期限（該当する場合）およびカスタマーサービスの詳細の記載に必要な数字および文字のサイズは、2009年度量衡法（Legal Metrology Act）（2010年の1）およびこれに基づき作成された規則に規定されている。

文字または数字の幅はその高さの3分の1以上でなければならないが、この規定は数字の「1」と文字i、I、およびlの場合には適用されない。

## 7. 必須の記載事項

- (1) パッケージ済み食品に本規則の付属書Ⅱに記載されている成分または添加物が含まれている場合は常に、これをラベルに目立つように表示するものとする。付属書Ⅱで指定された記載事項や特定の要件の数字と文字のサイズは、文字lに基づいて3mm以上でなければならない。
- (2) 食品局は、成分および添加物、またそのいずれか、および対応する記載事項を随時変更、削除、または追加する場合がある。

## 8. 特定のラベル表示要件の免除

- (1) パッケージの表面積が100平方センチメートル以下の場合、かかるパッケージのラベルは、原材料表、ロット番号またはバッチ番号またはコード番号、栄養情報、照射食品のラベル表示、食品添加物の記載事項、免許番号とロゴ、輸入業者の名称と完全な住所、および使用上の指示の要件から免除されるが、これらの情報はマルチユニットパッケージに記載する必要がある。
- (2) ボトルで市販されている液体製品の場合、そのボトルを再充填目的で再利用することを想定している場合は、原材料表の要件は免除される。ただし、規則5（3）で指定される栄養情報はラベルに表示する必要がある。
- (3) 保存可能期間が7日以下の食品の場合、パッケージ済み食品のラベルに「製造年月日」を記載しないことができる。ただし、「消費・使用期限」は製造業者または梱包業者によりラベルに記載されるものとする。
- (4) ホテル、フードサービスベンダー、ケータリング業者、ハルワイ、病院などですぐに消費するために提供される調理済み食品の場合、または宗教的な集会で提供される食品、または航空機、鉄道、乗用車または任意の移動手段で提供される食品の場合、その食品の販売や提供の時点で、以下に指定される最小限の情報を添付または表示するものとする。
  - (a) 本規則の付属書Ⅱのサブ規則1.1（1）、（2）、（3）、1.4（3）、（4）および1.9に規定される特定の記載事項。
  - (b) アレルゲンに関連する情報。および

(c) ベジタリアンまたはノンベジタリアンのロゴ。

ただし、自動販売機で提供される食品の場合、本規則の規則5 (3) に規定されるラベル表示要件は、上記の8 (4) に記載される要件に加えて、自動販売機の外側かポスター、リーフレットを通じて、または容器に適切に表示することにより表示されるものとする。

(5) 以下のラベル表示要件は、バーコードまたは商品識別番号 (GTIN) で提供されている場合は免除される。

(a) ブランド所有者自身が製造業者、販売業者、梱包業者、またはボトリング業者であるかどうかを問わず、場合に応じて、ブランド所有者の住所。

(b) 場合に応じて、ブランド所有者と異なる場合、製造業者、販売業者、梱包業者、またはボトリング業者の免許番号。

(6) アソートパックの場合、アソートパックに記載された保存可能期間は、パック内に入れられたさまざまな事前パッケージ済み食品の中で最も早い保存可能期間を記載している製品の保存可能期間でなければならない。

### 第3章

#### 9. フードサービス施設における情報の表示

(1) 中央政府の免許または10か所以上の店舗を持つフードサービス施設は、メニューカード、ボード、または小冊子に掲載されている食品に対して、その熱量 (一食分または一食分の量あたりのkcal) を記載する。

また、カロリー要件に関する参照情報も、「**平均的で活動的な成人は1日あたり2,000 kcalのエネルギーを必要とするが、所要カロリーは異なる場合がある**」と明確かつ目立つように表示しなければならない。

(2) フードサービス施設は、メニューカードまたはボードに表示されている食品に関して、以下に指定される情報にも言及するものとする。

a) 本規則のサブ規則5 (14) に規定される食物アレルギーに関連する情報。ただし、アレルギーは理解しやすい記号で表すことができる。

b) ベジタリアンまたはノンベジタリアンのロゴ。

(3) これらの規定は、以下に適用されないものとする。

a) 暦年のうち60日未満 (連続的または非連続的) 営業するイベントケータリング業者およびフードサービス施設。

b) 無料かつメニューに記載されていないセルフサービスの調味料。

c) 顧客の要望に応じた、特別注文品や変更された食事およびメニュー品目。

(4) フードサービス施設はまた、施設が消費者に販売した食品に関して、要求に応じて、小冊子や配布物の形か施設のウェブサイトで、サブ規則5 (3) に規定される栄養情報、本規則の付属書IIの規定1.1 (1)、(2)、(3)、1.4 (3)、(4) および1.7に規定される特定の要件 (該当する場合)、オーガニック食品または成分に関連する情報 (主張されている場合) を提供するものとする。

ただし、栄養情報の記載の場合、25%の逸脱は許容される。

(5) 電子商取引の食品事業者は、各食品事業者から上記の情報を入手し、該当する場合はウェブサイトで提供するものとする。

- (6) 栄養情報および原材料情報、またそのいずれかは、健康に関するメッセージとともに、食品局により要求および指定された方法で食品が提供される場所に表示されるものとする。
- (7) 当局は、本規則で指定された要件に準拠するよう、その他のフードサービス施設も随時指定する場合がある。

## 第4章

### 10. 非小売向け容器のラベル表示要件

- (1) 非小売向け販売を想定したすべてのパッケージ済み食品は、容器に記載するか、ラベルに貼り付ける形で、以下の必須情報を提供するものとする。
- (a) 食品の名称
  - (b) 正味数量
  - (c) FSSAIのロゴとライセンス番号
  - (d) 製造年月日
  - (e) ロット番号
  - (f) 製造業者または梱包業者の名称と住所（輸入されたパッケージの原産国を含む）
- (2) 以下の情報がラベルに記載されていない場合は、添付文書に記載するものとする。
- (a) 原材料表
  - (b) ベジタリアンまたはノンベジタリアンの栄養情報に関する記載
  - (c) 栄養情報
- (3) 以下のラベル表示要件は、バーコードまたは商品識別番号（GTIN）で提供されている場合は免除される。
- (a) ブランド所有者自身が製造業者、販売業者、梱包業者、またはボトリング業者であるかどうかを問わず、場合に応じて、ブランド所有者の住所。
  - (b) 場合に応じて、ブランド所有者と異なる場合、製造業者、販売業者、梱包業者、またはボトリング業者の免許番号。
- (4) 非小売向け販売を想定したすべてのパッケージには、「小売向けではない」旨の記述を掲載する必要がある。

## 第5章

### 食品添加物として販売される場合の食品添加物のラベル表示

### 11. 小売販売用のパッケージ済み食品添加物のラベル表示

- (1) 消費者への小売販売を意図した食品添加物のすべてのパッケージは、本規則のサブ規則5 (1) および5 (3) を除き、2020年食品安全基準（ラベル表示および表示）規則に従ってラベル付けされるものとする。
- (2) さらに、食品添加物のすべてのパッケージのラベルは、本規則に基づき以下の情報を提供するものとする。
- (a) 食品添加物の名称。－2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則とその改正に記載されている特定の名称を使用するものとする。
- ただし、以下を条件とする。

- (i) かかる名称が前述の条項に記載されていない場合、国際規則で確立された名称を使用する。または、
  - (ii) それ以外の場合、一般名または商品名を使用する。
  - (iii) 合成食用着色料の場合、染料の化学名とカラーインデックス。
  - (iv) パッケージに2つ以上の食品添加物が含まれている場合、それらの名称は、重量または体積による組成の降順で記載する。1つまたは複数の食品添加物が2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則とその改正が適用される食品の量的制限の対象となる場合、その添加物の量または割合を記載する。食品の成分が調合品の一部である場合、重量の比率の降順で原材料表に記載しなければならない。
- (b) その他の必須の記載事項
- (i) 小売または非小売向けに販売される食品添加物のすべてのパッケージには、「食品用途」という言葉を目立つように表示しなければならない。
  - (ii) 香料の混合物の場合、混合物中に含まれる各香料の名称を示す必要はないが、香料の性質の真正な表示とともに、一般的または通常の表現「香料」または「フレーバー」を使用することができる。

「香料」または「フレーバー」という表現は、該当する場合「天然の」、「天然物と同一の」、「人工の」、またはこれらの単語の組み合わせで修飾する。ただし、この改良剤は風味改良剤には適用されない。

## 12. 小売以外で販売される事前にパッケージ済み食品添加物のラベル表示

小売以外での販売を意図した食品添加物のすべてのパッケージには、第10条（2）（c）を除き、本規則の第4章および規則10に従ってラベルを添付するものとする。

13. 本規則の規定は、2006年食品安全基準法（2006年の34）の下で作成された規則に規定されたラベル表示要件に反する場合、優先されるものとする。

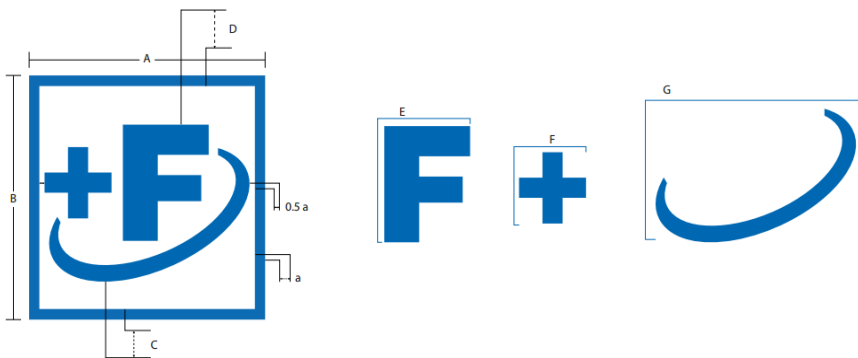
付属書-I

(規則5 (7) (e) を参照)

- (1) 栄養強化食品のすべてのパッケージには、ラベルに..... 「(栄養強化剤の名前)により栄養強化されている」という文言と、以下に指定されるロゴを記載する。また、ロゴの下に「Sampoorna Poshan Swasth Jeevan」というタグラインを付ける場合もある。



**SAMPOORNA  
POSHAN SWASTHA  
JEEVANにより強化**



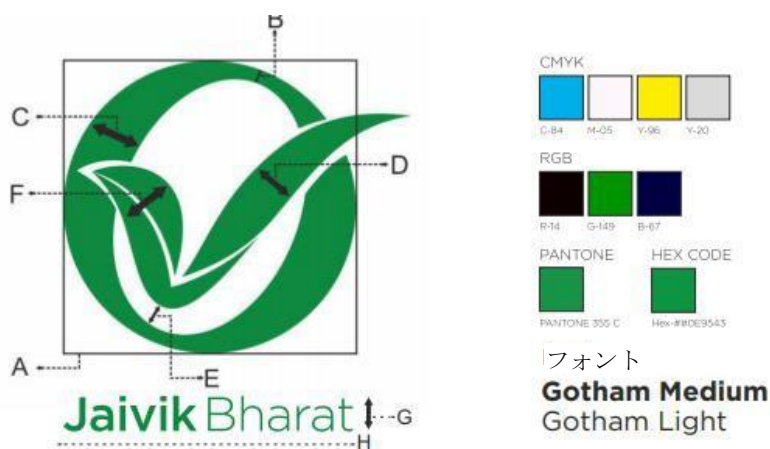
ミリメートル単位のすべての寸法

A	B	C	D	a	E (w x h)	F (w x h)	G (w x h)
20	20	2.2	3.1	0.8	7.27 x 9.51	5.67 x 5.84	16.98 x 10.93
40	40	4.4	6.3	1.7	14.54 x 19.03	11.35 x 11.68	33.96 x 21.87
80	80	8.9	12.5	3.4	29.08 x 38.07	22.7 x 23.36	67.92 x 43.75
160	160	17.9	25.4	6.9	58.17 x 76.14	45.39 x 46.72	135.85 x 87.5
320	320	35.6	50.6	13.8	116.35 x 152.29	90.77 x 93.44	275.25 x 175.01

**カラーコード**  
PANTONE 3005 C  
C-100, M-46, Y-2, K-0  
R-0, G 116, B-200  
ウェブ- 0074C8

**カラーコード**  
PANTONE BLACK  
C-0, M-0, Y-0, K-100  
R-35, G-31, B-32  
ウェブ- #231F20

- (2) 2017年食品安全基準（オーガニック食品）規則に従って認定されたオーガニック食品のすべてのパッケージには、以下に指定されるロゴを掲載する。



A	B	C	D	E	F	G	H
19	1	4	3	1.5	4	2.8	19
27	1.7	6	4.5	2.3	6	4.0	27
33	2	7	5	2.54	7	4.9	33

寸法 (mm)

上記の表に示されている比率の寸法による、任意のサイズのロゴを使用できる

## 付属書-II

(規則7 (1)、8 (4) (a) および9 (4) を参照)

### 1. 必須の記載事項

(1) 以下の成分または添加物を含む食品のすべてのパッケージは、長方形の箱のラベルに以下の警告と記載事項を掲載する。

SI.番号	成分または添加物	記載事項
1.	10%以上のポリオール	ポリオールは下剤効果を持つ場合がある。
2.	10%以上のポリデキストロース	ポリデキストロースは下剤効果を持つ場合がある。

3.	カフェイン添加	カフェインを含む。  製品にカフェインが添加されている場合、添加されたカフェインの量 (ppm) も原材料表に記載されるものとする。
4.	イソマルツロース	100gmまたは100mlあたり----- (kcal) のイソマルツロースを含む。

(2) 以下の食品を含むすべてのパッケージは、長方形の箱のラベルに以下の記載事項を掲載する。

SI.番号	食品品目	記載事項
1.	向上剤または漂白剤で処理されたマイダ粉	製パン業者のみが使用する、向上剤または漂白剤で処理されたマイダ粉。
2.	40ppmを超える二酸化硫黄を含む乾燥ブドウ糖シロップ	砂糖菓子に用途を限定した乾燥ブドウ糖シロップ。
3.	追加のナトリウムまたはカリウム塩を含むフルーツスカッシュ (販売名を問わない)	追加のナトリウムまたはカリウム塩を含む。
4.	炭酸飲料または非炭酸飲料での使用を想定した乳化香料およびペースト香料	炭酸飲料または非炭酸飲料でのみ使用される乳化香料およびペースト香料。
5.	チーズ (食品グレードのワックスでコーティングまたはパック済みの場合)	コーティングされたワックスは消費前に取り除くこと。
6.	冷凍デザートまたは冷凍菓子	冷凍デザートまたは冷凍菓子は ___食用植物油*および植物性脂肪*で作られている。
7.	食塩	ヨード化用*、鉄分強化用*、動物用*、直接消費向け以外の保存用*、離乳食製品用*、医薬品用*、産業用*の食塩。
8.	生の果物 (ワックスでコーティングされている場合)	ワックスでコーティング済み (ワックスの名称を記載)。
9.	人による消費のゼラチン	食品グレードのゼラチン。

\*該当しないものはすべて削除する。

(3) 以下の食品とそれに関連する広告を含むすべてのパッケージは、長方形の箱に以下の警告および記載事項、またそのいずれかを掲載するものとする。

SI.番号	食品品目	記載事項
1.	パンマサラ	パンマサラの咀嚼は健康にとって有害である。
2.	スパリ	スパリの咀嚼は健康にとって有害である。
3.	「卓上用甘味料」として市販されている アスパルテーム (メチルエステル)、 アセスルファムカリウム、スクラロース およびサッカリンナトリウム、ネオ	(I) ..... (人工甘味料の名前) を含む。 (II) 児童には推奨されない。

	テーム	
4.	「卓上用甘味料」として市販されているアスパルテーム（メチルエステル）	「フェニルケトン尿症患者には不適切」

(4) 以下の成分または添加物、およびそれに関連する広告を含む食品のすべてのパッケージは、長方形の箱に以下の警告と記載事項を掲載するものとする。

SI.番号	成分または添加物	記載事項
1.	2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則に記載されている、人工または非栄養甘味料	(i) これには.....（人工または非栄養甘味料の名称）が含まれる。  (ii) 児童には推奨されない。  (iii) *フェニルケトン尿症患者には不適切」（アスパルテームが添加されている場合）
2.	2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則に記載されている、アスパルテーム（メチルエステル）とアセスルファミウム甘味料の混合物	(i) これ.....（食品の名称）には、.....とアスパルテーム（メチルエステルとアセスルファミウム）の混合物が含まれている。  (ii) 児童には推奨されない。  (iii) *フェニルケトン尿症患者には不適切」（アスパルテームが添加されている場合）
3.	2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則に記載されている人工甘味料の含有が認められている食品のすべてのパッケージ	人工甘味料とダイエット甘味料を含む。
4.	グルタミン酸ナトリウム	このパッケージ（食品の名称）.....にはグルタミン酸ナトリウムが添加されている。  12か月未満の乳児および妊娠中の女性には推奨されない。

\* 該当しないものはすべて削除する。



(5) 精製植物油のすべての容器には以下のラベルを付ける必要がある。

精製（油の名称）油

(6) 容器入り飲料水とミネラルウォーターの使い捨てペットボトルには、以下を記載する必要がある。

または

使用後にボトルをつぶしてください

ボトルは責任を持って処分してください

(7) 植物スタノールエステルを添加した、ファットスプレッド、乳製品、乳ベースのフルーツドリンク、発酵乳製品、大豆およびライソドリンク、チーズ製品、ヨーグルト製品、スパイスソース、サラダドレッシング、ジュース、果汁飲料のすべてのパッケージには、以下のラベルを付ける必要がある。

- 植物スタノールエステル（植物スタノールとして）---gm/100gmまたは100mlを含む。
- コレステロール低下薬を服用している患者は、医師の監督のもと製品を使用する必要がある。
- 妊娠中および授乳中の女性および5歳未満の児童には、栄養上適切でない可能性がある。
- ステロール、スタノール、またはそれらの組合せの合計で3g/日を上回る消費は避ける必要がある。

(8) ビスケット、パン、ケーキ、朝食用シリアル、炭酸水、熱処理された果物、フルーツジュース、フルーツ果汁飲料、フルーツ飲料、フルーツスカッシュ、ジャム、ゼリー、フルーツチーズ、マーマレード、乳製品ベースの飲料、乳粉末、炭水化物ベースおよび乳製品ベースの菓子（グラブジャムン、ラショゴッラ、ペダー、コヤバルフィなど）、マカロニ製品、麺、パスタ、菓子類、キャンディー、アイシング、セイボリー、スナックなどのすべてのパッケージには、トレハロースが添加されている場合は常に、以下のラベルを付ける必要がある。

トレハロースを含む

(9) フレーク、すぐに食べられる乾燥した朝食用シリアル、麺、パスタ、サラダドレッシングまたはトッピングとスプレッド、フィラーまたはキャリアとしての卓上繊維、シリアルおよびその他のスナック食品またはセイボリーおよびベーカリー製品（ビスケット、クッキー、パン、ケーキミックス、ペストリーなど）およびデキストリンが2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則により許可されているその他の製品であって、添加された食物繊維（デキストリン可溶性繊維）を含むもののすべてのパッケージは、以下を記載するものとする。

食物繊維（デキストリン）を含む （可溶性食物繊維の供給源）

- (1)<sup>1</sup> 植物ステロールを添加した、ファットスプレッド、乳製品、乳ベースのフルーツドリンク、発酵乳製品、大豆およびライスドリンク、チーズ製品、ヨーグルト製品、スパイスソース、サラダドレッシング、ジュース、果汁飲料、食用油およびベーカリー製品には、以下を記載するものとする。

- ---g/100gまたは100mlの植物ステロール（植物ステロールとして）を含む。
- コレステロール低下薬を服用している患者は、医師の監督のもと製品を使用する必要がある
- 妊娠中および授乳中の女性および5歳未満の児童には、栄養上適切でない可能性がある。
- ステロール、スタノール、またはそれらの組合せの合計で3g/日を上回る消費は避ける必要がある

(11) (a) 電離放射線で処理された食品のラベルでは、その処理について示す書面による記述を食品の名称のすぐそばに掲載しなければならない。

(b) 2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則の規則2.13に規定される照射処理を受けた食品は、ラベルに緑色のRaduraロゴと、以下の記載事項を掲載するものとする。

放射線による処理



製品名：

放射線処理の目的：

営業免許番号：

バッチ識別番号（BIN）（施設により提供）：

加工日.....”

## 2. ラベル表示の方法に関する特定の要件または制限

### 2.1 食用油脂のラベル表示

- (1) 食用精製植物油脂のパッケージ、ラベルまたは広告では、「超精製」、「エキストラ精製」、「マイクロ精製」、「二重精製」、「ウルトラ精製」などの誇張された表現を使用してはならない。

<sup>1</sup> 段落番号等はすべて、原文に則って翻訳しております。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

- (2) 30%を超える米ぬか油から作られたバナスパティのすべてのパッケージには、以下のラベルを添付する必要がある。

「このバナスパティのパッケージは、重量にして  
30%を超える米ぬか油から作られている」

- (3) 植物油にアナトー色素を含むパッケージには、以下のラベルを付ける必要がある。

アナトー色素を含む

- (4) 食用油の混合物を含むすべてのパッケージには、パックの前面にあるブランド名または商品名のすぐ下に、以下のラベルの記載事項を掲載する必要がある。

マルチソース食用植物油  
(食用植物油の名称と性質\*) ..... 重量パーセント  
(食用植物油の名前と性質\*) ..... 重量パーセント

(\*生または精製された形態による)

ラベル記載「マルチソース食用植物油」のフォントサイズは5mm以上、ラベル記載「食用植物油の名称と性質...重量%」のフォントサイズは3mm以上でなければならない。

ただし、パッケージに含まれる食用油の正味量が5リットル以上の場合、ラベル記載のフォントサイズは10mm以上でなければならない。

また、前面または中央パネルに製品名とともに太字の大文字で以下を記載する。

ばら売り不可

## 2.2 コーヒーとチョコレートの混合物

- (1) コーヒーとチョコレートの混合物を含むすべてのパッケージには、以下の記載事項を印刷したラベルを貼付するものとする。

チョコレートをブレンドしたコーヒー  
この混合物には以下が含まれる  
コーヒー ..... パーセント  
チョコレート ..... パーセント

- (2) インスタントコーヒーとチョコレートの混合物を含むすべてのパッケージには以下の記載事項を印刷したラベルを貼付するものとする。

コーヒーとチョコレートのブレンドから作られたインスタントコーヒーとチョコレートの混合物  
コーヒー ..... パーセント  
チョコレート ..... パーセント

## 2.3 牛乳および乳製品のラベル表示

液体ミルクの状態に戻せるすべての粉乳、脱脂粉乳、練乳（甘味料入りおよび香味料入り）または同様の製品は、ラベルで以下の記載事項を示す必要がある。

## 2.4 飲料水に関するラベル表示の禁止事項（容器入りとミネラルの両方）

- (1) 基準が適用される製品の特性に関して、医療的（予防、緩和、または治癒）効果に関する主張を行ってはならない。消費者の健康に関連するその他の有益な効果の主張を記載してはならない。
- (2) 地域、集落、または指定された場所の名称は、その商号により指定された場所で採水された容器入り水を指す場合を除き、商号の一部に含まれてはならない。
- (3) 販売されているかかる水の性質、起源、組成、および特性について一般市民を混乱させる、または何らかの方法で一般市民を誤解させる可能性のある表明や絵柄の使用は禁止されている。

## 2.5 「グルテンフリー」製品のラベル表示

- (1) 「グルテンフリー」という言葉は、2011年食品安全基準（食品基準および食品添加物）規則の規則2.14に規定された製品の場合、製品名のすぐそばに以下のように印刷する必要がある。

「グルテンフリー」

グルテンフリー製品が、グルテン含有製品も製造している工場で製造されている場合、この旨を「グルテン含有製品が製造されている工場加工されている」とラベルに表示するものとする。

ARUN SINGHAL、最高経営責任者  
[ADVT.-III/4/Exty./364/2020-21]

インド食品安全基準（ラベル表示および表示）規則 2019（仮訳）  
2021年8月作成

---

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課  
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32  
Tel. 03-3582-5186

---

禁無断転